

入札公告

令和8年9月15日

契約担当者 養父市長 大林 賢一

条件付一般競争入札を下記のとおり行うので、養父市財務規則（平成16年養父市規則第48号）第73条の規定により公告する。

1 入札に付する事項

業務名	橋梁補修設計業務（地域一括発注 養父市・朝来市・香美町・新温泉町）
履行場所	兵庫県養父市、朝来市、香美町、新温泉町内
入札概要	当該業務は、地域インフラ群再生戦略マネジメントの段階的導入に伴い、2市2町（養父市、朝来市、香美町、新温泉町）（以下「2市2町」という。）が管理する道路橋の補修設計業務を一括して入札を行うものである。なお、落札者決定後、各市町はそれぞれが管理する施設における業務について市町ごとに落札者と契約を締結する（対象施設の詳細は【別紙】を参照）。
履行期間	契約締結日の翌日から令和9年3月30日まで
最低制限価格	無
入札方式	条件付き一般競争入札（事後審査型）【紙入札】
支払条件	年割支払：無、前払金：有*（※ただし、各市町の規則等に基づくものとする）、部分払：無
入札書記載金額	入札書に記載する金額は、2市2町の業務にかかる総額（税抜）を記載すること。

2 応募形態

単独企業又は特定業務委託共同企業体（以下「JV」という。）による。

3 入札参加資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は、資格確認資料提出時において次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（1）企業の形態に応じた資格要件

ア 単独企業で参加する場合

- ① 2市2町のいずれかに本店又は支店を有する者であること。（※営業所は除く）

- ② 後述の(3)に定める管理技術者及び照査技術者を自社のみで配置できること。
 - ③ 2市2町のすべてにおいて、財務規則等に定める測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に、業種区分「建設コンサルタント業務」、希望登録部門「鋼構造及びコンクリート」で登録されていること。
 - ④ 国、地方公共団体、公共法人等が発注した兵庫県内における橋梁補修設計業務又は橋梁設計業務（契約金額 100 万円以上、JV の場合は出資比率 30%以上の実績に限る）であって、令和3年4月1日以降に業務を開始し、令和8年7月31日までに完成及び引渡しを完了した実績を有していること。
- イ 特定業務委託共同企業体（JV）で参加する場合
- ① 構成員数は2者とし、代表構成員は後述の(3)に定める管理技術者及び照査技術者を自社のみで配置できること。
 - ② 代表構成員は、2市2町のすべてにおいて、入札参加資格者名簿に、業種区分「建設コンサルタント業務」、希望登録部門「鋼構造及びコンクリート」で登録されていること。
 - ③ 代表構成員は、国、地方公共団体、公共法人等が発注した兵庫県内における橋梁補修設計業務又は橋梁設計業務（契約金額 100 万円以上、JV の場合は出資比率 30%以上の実績に限る）であって、令和3年4月1日以降に業務を開始し、令和8年7月31日までに完成及び引渡しを完了した実績を有していること。
 - ④ 構成員（代表構成員を除く）は、2市2町のいずれかに本店又は支店を有する者であること（※営業所は除く）。なお、2市2町のいずれかに本店又は支店を有する者が代表構成員になる場合はこの限りではない。
 - ⑤ 構成員（代表構成員を除く）は、2市2町のいずれかで入札参加資格者名簿に、業種区分「建設コンサルタント業務」、希望登録部門「鋼構造及びコンクリート」の希望または登録されていること。
- ただし、朝来市においては、入札参加資格者名簿（業種区分「建設コンサルタント業務」、希望登録部門「鋼構造及びコンクリート」）に未登載である場合は、条件付一般競争入札（事後審査型）参加申込書（様式第1号）を提出するまでに、朝来市都市整備部建設課（電話：079-672-6126）に連絡し、指示に従うこと。
- ⑥ 構成員の出資比率は、各々30%以上であり、かつ代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
 - ⑦ JV の結成方法は自主結成とし、JV の構成員は、当該入札に参加する他の JV の構成員又は当該入札に参加する単独企業と兼ねていないこと。なお、別表に定める資本関係又は人的関係にある者（「関係する会社」）は、同一の JV の構成員となることができない。

別表【関係する会社の定義】

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 共通の資格要件（単独企業およびJVのすべての構成員に適用）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく2市2町の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 2市2町の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日に受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係 以下のいずれかに該当する2者の場合

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係が認められる場合

オ 入札参加申込期限日において、直前決算に係る法人税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに本市に係る市税を滞納していないこと。

(3) 配置技術者に関する要件

ア 管理技術者は、下記①から⑤に定めるいずれかの資格等を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ①技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート）
 - ②技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、平成 12 年以前の試験合格者）
 - ③技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリートを有し、平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有し、同種・類似業務（鋼構造及びコンクリート）に 4 年以上従事）
 - ④RCCM（鋼構造及びコンクリート）
 - ⑤上記①から④の資格を有しない技術者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで同種・類似業務（鋼構造及びコンクリート）に 4 年以上従事し、かつ同種・類似業務（鋼構造及びコンクリート）における管理技術者としての実績を有するもの。
- イ 照査技術者は、下記①から④に定めるいずれかの資格等を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- ①技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート）
 - ②技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリートを有する平成 12 年以前の試験合格者）
 - ③技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリートを有し、平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有し、同種・類似業務（鋼構造及びコンクリート）に 4 年以上従事）
 - ④RCCM（鋼構造及びコンクリート）

4 契約条項等の閲覧場所及び期間

養父市業務委託契約書については、次のとおり閲覧に供する。

（１）閲覧場所

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

養父市経営企画部経営総務課 電話番号 079-662-3161

（２）閲覧期間

令和 8 年 9 月 15 日（火）から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで

（養父市の休日を定める条例(平成 16 年養父市条例第 2 号)に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

5 入札参加申込書等の交付方法等

交付する書類

・申込みのとき

（１）条件付一般競争入札（事後審査型）参加申込書（様式第 1 号）

（２）特定業務委託共同企業体入札参加資格審査申請書（特定共同企業体の場合）一式

・入札のとき

（３）業務委託入札書（以下「入札書」という。）

落札候補者となったとき

（４）条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（様式第 4 号）

（５）同種又は類似業務委託の実績調書（様式第 2 号）

（６）配置予定技術者の資格及び業務経歴等（様式第 3 号）

・その他

（７）郵便入札等について

ア 兵庫県電子入札共同運営システムホームページからダウンロードしてください。

※アドレス (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)

イ 「お知らせ情報」をクリック

ウ 検索画面の「調達機関」は「養父市」を選択してください。

エ 検索画面の「お知らせ区分」は「お知らせ情報(案件以外)」を選択してください。

オ お知らせ情報検索の「検索」をクリック

6 入札参加の申し込み

- (1) 提出期間：令和8年9月15日（火）から10月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所：兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675
養父市 経営企画部 経営総務課 電話番号 079-662-3161
- (3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等による）すること。
- (4) 提出書類：条件付一般競争入札（事後審査型）参加申込書（様式第1号）
※JVの場合は次の資料も併せて提出すること
特定業務委託共同企業体入札参加資格審査申請書（特定共同企業体の場合）
特定業務委託共同企業体協定書（特定共同企業体の場合）
- (5) 提出部数：1部

7 仕様書、設計書及び図面の交付

仕様書、設計書及び図面（パスワード入力が必要です。）は、兵庫県電子入札共同運営システムよりダウンロードしてください。

パスワードについては、経営総務課（電話 079-662-3161）へお問い合わせください。

ア 兵庫県電子入札共同運営システムホームページからダウンロードしてください。

※アドレス (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)

イ 「お知らせ情報」をクリック

ウ 検索画面の「調達機関」は「養父市」を選択してください。

エ 検索画面の「お知らせ区分」は「コンサル」を選択してください。

オ お知らせ情報検索の「検索」をクリック

8 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料

- (1) 養父市財務規則第75条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内とする。
 - (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合には、くじ引きで落札候補者を決定する。（くじ引きの詳細は、別添「郵便入札等について」に記載）
 - (3) 開札後、入札執行者から下記の入札資格確認資料の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、養父市企画総務部経営総務課まで各1部提出すること。
なお、様式等は、交付期間内に取得しておくこと。
- ア 条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（様式第4号）
 - イ 同種又は類似業務委託の実績調書（様式第2号）
 - ウ 配置予定技術者の資格及び業務経歴等（様式第3号）

9 設計図書に関する質疑

- (1) 質疑書の提出
 - ア すべて書面（任意様式）をもって行う。
 - イ 書面は持参又は電子メールで受け付ける。
 - ウ 提出期限
令和8年10月6日（火）の午後4時までとする。
 - エ 提出先
兵庫県養父市広谷 250 番地 1

養父市まち整備部土地利用未来課
電話番号 079-664-1410
メールアドレス: tochimirai@city.yabu.lg.jp

(2) 回答書の閲覧

ア 回答書は閲覧とする。

(兵庫県電子入札共同運営システムにて閲覧できます。)

アドレスは、(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)

イ 閲覧場所

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

養父市経営企画部経営総務課 電話番号 079-662-3161

ウ 閲覧期間

令和8年10月13日(火)から令和8年10月19日(月)まで(休日を除く。)

毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

10 入札書の提出

(1) 期 限

令和8年10月20日(火)午前11時00分まで

(2) 場 所

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

養父市役所 2階 経営企画部経営総務課

(3) 方 法

郵便又は持参

※詳細については、別添「郵便入札等について」をご確認ください。

(4) その他

第2回の入札については、該当者に電話若しくはファックス等により別途通知します。

11 開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年10月20日(火)午後1時30分から

(2) 場 所

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

養父市役所 2階 第2会議室

12 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めること。

(1) 入札参加者は、入札公告、設計図書(図面、金抜き設計書、仕様書等をいう。)、現場及び入札に関する条件等について十分理解したうえで入札に参加すること。また、これらにつき疑義のあるときは、担当職員の説明(質疑書の受付による。)を求めることができる。なお、入札後は、これらの不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(2) 入札に参加する資格を有する者が入札を行うこと。

(3) 入札書の記載にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札金額は、アラビア数字で表記すること。

- (5) 入札書を提出した後においては、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札参加者の連合の疑い、不正不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行できないと認めるとき、また、天災地変等やむを得ない事由が生じた時は、入札の執行を中止することがある。
- (7) 入札を希望しない場合には、開札日前日までに入札辞退届を提出すること。
- (8) 入札回数は2回を限度とする。
- (9) 最低制限価格を設けたときは、その価格を下回る入札をした者は失格とする。

13 無効となる入札

次の入札は無効となる。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札書に記名押印がないとき(署名のみのとき含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (9) 入札書の入札金額が訂正されているとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

14 落札者の決定方法

落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な秩序を乱すおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

15 入札保証金 免除

16 契約の締結及び特記事項

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 本業務は共同発注案件であり、養父市が代表して事業者選定手続を行うが、落札者決定後、各市町の契約金額は養父市が定めるものとし、各市町はそれぞれが管理する施設について市町ごとに落札者と契約を締結するものとする。
- (3) 本業務の落札者確定後、養父市から朝来市、香美町、新温泉町へ「落札者決定通知書」を速やかに送付し、各市町での個別契約手続きに移行する。なお、個別契約手続きについては、各市町の契約担当者の指示に従うこと。

17 契約保証金

落札者は、契約締結までに、各市町との契約金額の10分の1以上の契約保証金をそれぞれの市町へ納付すること（納付方法、免除規定等は各市町の財務規則等に準じる）。

18 その他

- （1）申込書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- （2）提出された資料等は返還しない。
- （3）申込期限日以降は、原則として申込書又は資料の差し替え及び再提出はできない。
- （4）申込書等に虚偽の記載をした者は、養父市の指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- （5）入札をした者は、入札後この公告、設計書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- （6）提出された書類等は、2市2町において無断で使用することはできないものとする。

別紙【対象施設内訳】

市町名	橋梁数	対象橋梁名
養父市	2 橋	松葉橋、寺前橋
朝来市	4 橋	三度淵橋、久留引橋、諏訪橋、山口橋
香美町	1 橋	谷橋
新温泉町	2 橋	温泉橋、稲負谷橋
合 計	9 橋	